

平成27年4月3日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成26年(ワ)第273号 貸金請求事件

口頭弁論終結日 平成27年3月20日

判 決

岩手県奥州市水沢区羽田町字向田330

原 告 高 橋 脩

盛岡市青山2丁目12番17号

被 告 玉 澤 徳 一 郎

盛岡市青山2丁目12番17号

被 告 玉 澤 多 賀

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実

第1 請求の趣旨

被告らは、原告に対し、連帯して、1000万円を支払え。

訴訟費用は被告らの負担とする。

仮執行宣言。

第2 請求の趣旨に対する答弁

主文同旨。

第3 当事者の主張

1 請求原因

(1) 被告玉澤徳一郎（以下「被告徳一郎」という。）に対する請求原因

ア 原告は被告徳一郎に対し、昭和47年7月末日、1000万円を貸し付けた。

イ 原告は被告徳一郎に対し、本訴状送達（送達日平成26年12月27日）をもって上記金員を返還するよう催告した。

(2) 被告玉澤多賀（以下「被告多賀」という。）に対する請求原因

ア 上記(1)ア及びイと同じ。

イ 被告多賀は、原告との間で、同日、前項の借入金債務を連帯保証するとの合意をした。

(3) よって、原告は、被告徳一郎に対し、上記消費貸借契約に基づき、被告多賀に対し、上記連帯保証契約に基づき、連帯して1000万円の支払いを求める。

2 請求原因に対する被告らの認否

全て否認する。

3 被告徳一郎及び被告多賀の抗弁（消滅時効）

(1) 原告は被告徳一郎に対し、平成13年5月10日、上記1000万円を、同月31日までに返還するよう催告した。

(2) 平成23年5月31日は経過した。

(3) 被告らは、原告に対し、平成27年1月30日の本件口頭弁論期日において、上記時効をいずれも援用するとの意思表示をした。

4 抗弁に対する原告の認否

抗弁(1)のとおり、原告が被告徳一郎に対して、上記1000万円を含む金員の支払いを請求した事実は認めるが、これをもって催告とすることは争う。

理

由

証拠（甲1）では、原告の被告徳一郎に宛てた内容証明郵便として、「四十七年の壱千万円について、ここに新めて請算請求する。（…）消費者物価指数年報に順じて（平成10年）算出すると、貳千八百八拾四万八千円となるので、この金額を、平成十三年五月末日までの期日として請求します。」と記載されている。そうすると、同郵便をもって、原告が被告徳一郎に対して催告したものとみるほかない。

その余の消滅時効の抗弁を構成する事実については、当裁判所に顕著な事実であるから、被告らの抗弁はいずれも理由がある。

よって、原告による被告らに対する請求原因について判断するまでもなく、原告

の請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用の負担について民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

盛岡地方裁判所第2民事部

裁判官 池 上 弘

これは正本である。

平成 27 年 4 月 3 日

盛岡地方裁判所第 2 民事部

裁判所書記官

竹 花 憲 一